

子ども・子育て支援事業計画（第2期） 令和5年度重点施策（保育所・幼稚園課）

1. 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

(1) 教育・保育事業の充実(子ども・子育て支援給付)

① 施設型給付

1. 国の動きについて

令和5年4月「こども家庭庁」の創設に伴い全ての子どもの健やかな成長を社会全体で後押ししていく体制を整備するとし、6月「こども未来戦略会議」において幼児教育・保育に係る内容以下3点の考え方を示した。

① 「幼児教育・保育の質の向上」

昨今の幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備が必要。

今後、1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1への改善や、保育士等の更なる処遇改善の検討。

② 「全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充について」

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める声がある。このことから、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず利用できる(仮称)「こども誰でも通園制度」の創設を見据えた形で事業の充実を図る。

③ 障がい児支援について

障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことが出来る地域づくりを進める為、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進するとし、具体的には、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの専門的な支援、及び地域の保育所等への支援を行うなどの支援体制の整備を促進する。

2. 保育所・幼稚園課の重点施策

① 保育ニーズに対応する保育数の確保について

国の考え方及び過去数年間の保育申し込み率の増加から、今後も保育ニーズが高まると想定されることから、保育が必要な児童定員数の確保のため市内私立保育所の施設整備及び保育士の確保について引き続き取り組みを進める。

② 障がい児保育の支援について

市内園の障がい児保育の支援及び発達障がい児の適切な保育のため、子育て支援課所管の巡回支援訪問事業の取組を支援する。今年度は、私立幼稚園3園も対象に取組を進めてきた。また、保育の質の向上のため市内保育所・幼稚園の職員を対象とした研修等の実施。